

令和7年10月

在留資格「経営・管理」に係る

在留申請オンラインシステムの入力方法について

令和7年10月16日から上陸基準省令の一部を改正する省令が施行されます。

これに伴って、在留資格「経営・管理」並びに「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」（在留資格「経営・管理」に該当する活動を行う場合に限る。）の申請様式（所属機関等作成用）についても一部改正されます。

在留申請オンラインシステムの改修を検討しておりますが、当該作業が完了するまでの間は、下記のとおり入力の上、オンライン申請を行っていただきますようお願いいたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご不明点は、最寄りの地方出入国在留管理官署までお尋ねください。

(7) 電話番号 **必須**
半角数字, 12文字以内
例)0312345678

申請に係る事業の用に供される財産のうち、資本金の額又は出資の総額について入力してください。

(8) 資本金 **必須**
例)100000000000 円

(9) 年売上高(直近年度) **必須**
例)100000

申請に係る事業の用に供される財産のうち、申請人の投資額について入力してください。

(10) 法人税納付額 **必須**
例)10000

(11) 申請人の投資額
例)10000 千円

(12) 常勤従業員数 **必須**
例)100 名

(13) 常勤従業員数のうち日本人, 特別永住者, 「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者 **必須**
例)10

改正前の申請書では「申請人が経営を開始する場合にのみ記載」としていましたが、当該文言については削除されましたので、申請人が経営を開始する場合に限らず、申請時には必ず入力してください。

(14) 事業所の状況
面積 **必須**
例)10000

フリー欄

フリー欄に以下のとおり入力してください。

- ・ 勤務先における「申請に係る事業の用に供される財産の総額」を入力してください。
例：3（7）3,500万円

- ・ 勤務先における「高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を有している経営者又は常勤従業員（申請人が申請に係る事業の経営を行い又は管理に従事する時において、本邦に居住することとしているものに限る。）の有無及びその詳細（経営者が日本語能力試験N2に合格している、日本人を雇用している等）」を入力してください。

例：3（11）有（経営者が日本語能力試験N2に合格している）

※ 上記の項番は、改正後の申請書の項番に対応していますので、必ず入力してください。